

オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会
気候変動対策認証センター

御中

オフセット・クレジット(J-VER)制度利用に伴う誓約書

平成 年 月 日

(申請者)

(役職)

(代表者氏名)

㊞

_____(申請者)は、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用
約款及び該当する特約の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約いたします。

以上

オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款

（本約款の目的）

第1条 本約款は、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会の決定及び第3条第2項に定める基本文書に基づき、同条第1項に定める制度利用者と制度管理者である環境省又は気候変動対策認証センターとの関係を規定するものである。

（特約との関係）

第2条 本約款とは別に、本約款に係る特約（森林管理プロジェクト特約を含むがこれに限られない。）が制定された場合には、当該特約は本約款の一部を構成するものとし、本約款の内容と特約とが一致しない場合には、その限りにおいて特約が本約款に優先する。

（定義）

第3条 本約款において、制度利用者とは以下の各号のいずれかに該当する者を意味する。

- （1）オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会に対してプロジェクトの申請を行う者（以下「プロジェクト事業者」という）
- （2）オフセット・クレジット（J-VER）登録簿に口座を開設する者
- （3）その他、基本文書で定められる手続に従い制度管理者に対して関係を持つ者

2 本約款において、基本文書とは、以下の各号に定める規則、規程又はその他の文書を意味する。

- （1）オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則
- （2）オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会に関する規程
- （3）オフセット・クレジット(J-VER)制度におけるポジティブリスト
- （4）オフセット・クレジット(J-VER)の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論
- （5）オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン
- （6）オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング報告書の検証のためのガイドライン
- （7）オフセット・クレジット（J-VER）登録簿システム利用規程
- （8）上記の他、上記各号の定めに従い、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づきオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会により制定される文書

3 本約款において、特段定義されていない用語については、基本文書で定義された意味を有する。

(代理人)

第4条 制度管理者は、基本文書に基づき、本約款における業務執行については、気候変動対策認証センターを代理人として定める。

(制度利用における事項に関する合意)

第5条 制度利用者は、オフセット・クレジット (J-VER) 制度を利用するにあたり、本約款及び基本文書の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約する。また、本約款及び基本文書の最新の内容について確認するとともに、かかる内容に変更、改廃等があった場合には、はも、当該変更、改廃が施行される日以降 (但し、オフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会が特に必要と認めた場合には、当該変更、改廃について遡及的に)、その内容に従うことを誓約する。

2 前項に加えて、制度利用者は、オフセット・クレジット (J-VER) 制度を利用するにあたり、制度管理者に対する情報提供について、以下の事項に合意する。

- (1) オフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会又は気候変動対策認証センターに対する報告内容においては、プロジェクト等の状況を適宜適切に反映させ、正確な情報を提供すること
- (2) 情報の正確性に疑義が生じた場合、速やかにオフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会又は気候変動対策認証センターの指示に従うこと

3 第1項に加えて、制度利用者は、オフセット・クレジット (J-VER) 制度を利用するにあたり、オフセット・クレジット (J-VER) 制度における評価の対象となった排出削減量又は吸収量が、他の制度 (温室効果ガス削減・吸収に係るクレジットを認証する制度又は温室効果ガス排出量を報告公表する制度を含む。) 等において二重に評価される事態 (以下「ダブルカウント」という) を回避するために、以下の事項に合意する。

- (1) オフセット・クレジット (J-VER) の発行を受けるにあたっては場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとること。ダブルカウントを避けるための措置には以下の事項を含む。

(ア) 類似制度に基づく二重認証の禁止

制度利用者は、オフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会において認証され、当発行依頼書に基づき発行される温室効果ガス排出削減量又は~~吸収量~~に対して、他の類似した制度において別途温室効果ガス排出削減量又は~~吸収量~~としての認証を受けません受けない。

また、もし仮に、他の類似した制度において、温室効果ガス排出削減量又は吸収量としての認証を受けた場合には別途認証された場合は、オフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づき発行されるオフセット・クレジット (J-VER) (以下、「J-VER 制度」)又は他の類似制度のいずれかに基づき発行される温室効果ガス

排出削減~~又は~~吸収量のいずれか一方を、当該制度に基づく適切な方法により無効化する~~といたします~~。これによりがたいかかる方法が困難である場合は、無効化されていない排出削減量又は吸収量に相当する量のオフセット・クレジット（J-VER）を調達したうえで、これを無効化する既に移転されたJ-VERと同量のJ-VERを調達・無効化することにより補てん~~いたします~~。

（イ） 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止

オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく認証を受け、オフセット・クレジット（J-VER）が発行された当プロジェクトにおけるプロジェクト代表事業者又はプロジェクト事業者~~はが~~、~~当該~~プロジェクトにより発行されたオフセット・クレジット（J-VER）を入手し無効化した者が、~~公的~~制度に基づき~~く~~温室効果ガス排出量~~又は~~吸収量の報告の際に、オフセット・クレジット（J-VER）の無効化を理由とするを調整して報告又は公表したことを行~~った~~ことを把握した場合、以下の措置を執り行~~う~~。プロジェクト代表事業者又はプロジェクト事業者が当該公的~~制度~~に基づいて報告・公表を行う際に、~~当該公的~~制度において、オフセット・クレジット（J-VER）の無効化を理由として調整された~~された~~ J-VERに相当する排出削減量~~又は~~吸収量を、適切に温室効果ガス排出量に上乘せ、~~または又は~~、温室効果ガス吸収量を減らして報告又は公表~~を行~~う。

① ~~するとともに~~、必要に応じ気候変動対策認証センター及び当該公的制度管理者に対して当該情報の提供を行~~います~~う。

特に、~~プロジェクト事業者が、プロジェクト実施場所における温室効果ガス排出量又は吸収量を対外的に報告・公表等行~~う際に、他の事業者等により無効化された当該オフセット・クレジット（J-VER）相当分を増量（吸収量の場合は減量）~~する~~方法を明記~~すること~~

（ウ） 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止

オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく認証を受け、オフセット・クレジット（J-VER）が発行された当プロジェクトにおけるプロジェクト代表事業者又はプロジェクト事業者は、ホームページ、環境報告書などにおいて、~~当該~~プロジェクトの内容及び~~当該~~プロジェクトから創出されるオフセット・クレジット（J-VER）の発行量及び移転量を明記~~いたします~~する。

- （2）前号にもかかわらず、ダブルカウントが生じていることをオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会が把握した場合は、気候変動対策認証センターは当該プロジェクト事業者に対してダブルカウントを是正する措置を40営業日以内に講ずることを求めること~~ができ~~、~~この場合~~、~~制度利用者はかかる措置を執り行~~うこと
- （3）前号にもかかわらず40営業日以内にダブルカウントを是正する措置が講じられなかった場合、プロジェクト事業者は、当該ダブルカウント分の温室効果ガス排出削減・吸収量を無償で制度管理者に対して譲渡することにより40営業日以内に補填するか、

又はその他制度管理者が指定する方法により補填すること

- (4) 複数のプロジェクト事業者が申請を行った場合は、前号の責任は各プロジェクト事業者が連帯して負担すること
- (5) 第(2)号にもかかわらず、40営業日以内に補填義務が履行されなかった場合、気候変動対策認証センターは当該プロジェクト事業者の氏名等を公表するとともに、当該プロジェクト事業者に代わって同量のオフセット・クレジット(J-VER)を調達の上無効化を行うため、当該プロジェクト事業者はこれに要した一切の費用を気候変動対策認証センターに補償しなければならないこと

4 第1項に加えて、制度利用者は、オフセット・クレジット(J-VER)制度を利用するにあたり、プロジェクトの登録申請ののち実施されるバリデーションにおいて、気候変動対策認証センターが設置するバリデーションチームが申請書の記載内容を確認するため、以下の各号に掲げる作業又は追加資料の提出若しくは説明を行うことに合意する。

- (1) 申請書記載事項に関する証拠書類の提出
- (2) 申請書記載事項に対する質問への回答
- (3) プロジェクト事業者へのインタビューへの回答
- (4) プロジェクト関係者へのインタビュー手配及び回答依頼
- (5) その他バリデーションに必要な要請事項への回答

(個人情報)

第6条 気候変動対策認証センターは、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を順守する。

2 プロジェクト事業者は、気候変動対策認証センターが、当事業に必要な範囲で、プロジェクト事業者の個人情報を関係者に提供することをあらかじめ承諾するものとする。

(免責事項)

第7条 オフセット・クレジット(J-VER)制度上の各種申請等、プロジェクトに対する投資等又はオフセット・クレジット(J-VER)の売買等、オフセット・クレジット(J-VER)制度の利用又は参加等に伴い、何らかの経済的・社会的問題等が発生した場合には、全て制度利用者の責任で対処しなければならない。また、オフセット・クレジット(J-VER)制度の利用によりいかなる損失が生じても、環境省、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会及び気候変動対策認証センターは責任を負わず、制度利用者は、環境省、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会及び気候変動対策認証センターに対し一切の責任分担を求めないものとする。

(約款の変更等)

第8条 制度管理者は、予告なく本約款を改訂することができ、また、特約を別に定め、また改訂することができる。また、約款及び特約を制定又は改訂したときは、気候変動対策認証センターのホームページ上にすみやかに記載する。

2 本約款及び特約に定めがない場合は、制度管理者の指示に従うものとする。

(本制度の変更、中止又は終了)

第9条 オフセット・クレジット（J-VER）制度は、環境省の政策変更により、いつでも制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。この場合、気候変動対策認証センターのホームページへの掲示により、事前にその旨を告知することとする。

2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことにより制度利用者に損害等が発生しても環境省、オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会及び気候変動対策認証センターは一切責任を負わない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本約款の準拠法は、日本法とする。

2 本約款及び特約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. 本約款は、平成21年4月23日から施行する。

2. 本改正は、平成21年10月13日から施行する。

森林管理プロジェクト 特約

(特約適用者の範囲)

第 1 条 本特約は次のプロジェクト事業者等（以下、「森林管理プロジェクト事業者等」という）に対して適用され、本特約を遵守する義務を持つ。

- (1) オフセット・クレジット (J-VER) 制度における「オフセット・クレジット (J-VER) 制度におけるポジティブリスト」に定められたポジティブリスト [R001No.0002-1](#)「森林経営活動による CO2 吸収量の増大 (間伐促進型プロジェクト)、ポジティブリスト [R002No.0002-2](#)「森林経営活動による CO2 吸収量の増大 (持続可能な森林経営促進型プロジェクト)、ポジティブリスト [R003No.0003](#)「植林活動による CO2 吸収量の増大」を利用したプロジェクト (以下「森林管理プロジェクト」という) を計画の上で、オフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会に対してプロジェクト申請を行い、オフセット・クレジット (J-VER) 認証運営委員会の決議によりプロジェクト登録を受けたプロジェクト事業者
- (2) 前号のプロジェクト事業者から、本約款及び本特約を順守する契約主体としての地位及びこれに係る義務を継承した上で、当該プロジェクトが実施された対象地を譲受する事業者等
- (3) 前号の事業者等から、本約款及び本特約を順守する契約主体としての地位及びこれに係る義務を継承した上で、当該プロジェクトが実施された対象地を譲受する事業者等

(森林管理プロジェクト事業者等の義務)

第 2 条 森林管理プロジェクト事業者等は、オフセット・クレジット (J-VER) 制度利用約款 (以下「本約款」という。) の定めを遵守するとともに、これに加えて、当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、人為的な土地転用及び不適切な主伐 (プロジェクト計画に基づかない主伐や伐採後の放棄) 等温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行ってはならない。

2 森林管理プロジェクト事業者等は、当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 4 月 30 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、当該プロジェクトが実施された対象地に係る森林施業計画書、伐採届、造林届等の写しを気候変動対策認証センターに提出しなければならない。ただし、植林プロジェクトの場合は、当該プロジェクトが実施された対象地が森林計画の対象となった期日以降のみ適用する。

3 森林管理プロジェクト事業者等は、当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 4 月 30 日までの間に、プロジェクトに大幅な変更が生じる恐れが生じる場合は、すみやかに当該プロジェクトが実施された対象地に係る森林施業計画書等の写しを気候変動対策認証センターに提出しなければならない。

4 森林管理プロジェクト事業者等が、当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 4 月 30 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する際は、事前に気候変動対策認証センターに届出を行わなければならない。また、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①本約款及び本特約を順守する契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から制度管理者に対して、譲受人が本約款及び本特約を順守する契約主体としての地位を承継すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させなければならない。

(森林管理プロジェクトにおける違約事象)

第 3 条 本特約においては、以下の各号に掲げる事象を違約事象として取り扱う。

- (1) 森林管理プロジェクト事業者等が、登録を受けたプロジェクト計画と異なる人為的な土地転用・主伐を行うことにより、温室効果ガス吸収効果が消失した場合
- (2) 森林管理プロジェクト事業者等が、毎年 4 月 30 日までに、プロジェクト実施に係る森林施業計画書等の写しを気候変動対策認証センターに提出しなかった場合
- (3) 森林管理プロジェクト事業者等が、当該プロジェクトが実施された土地を第三者に譲渡する際に、第 2 条第 4 項所定のいずれかの義務を遵守しなかった場合
- (4) 当該プロジェクトが、プロジェクト申請時におけるポジティブリストの適格性基準を満たさなくなった場合
- (5) プロジェクトが実施された対象地に係る森林施業計画の認定が取り消された若しくは認定が継続されなかった結果、又は森林認証が取り消された若しくは継続されなかった結果、当該森林管理クレジットにおける温室効果ガス吸収量の永続性が確保できなくなった場合
- (6) その他、プロジェクトが実施される対象地において森林の持続的な管理を怠り、温室効果ガス吸収効果を著しく損ねた場合

(違約時の補填義務)

第 4 条 前条に掲げる違約事象が生じた場合には、当該森林管理プロジェクト事業者等は、当該違約事象に係る既に発行されたオフセット・クレジット (J-VER) を対象に、温室効果ガス吸収効果消失分に相当する量のオフセット・クレジット (J-VER) を第 6 条に定める方法により補填しなければならない。

2 気候変動対策認証センターにより補填請求があった場合は、森林管理プロジェクト事業者等は 40 営業日以内にかかる義務を履行しなければならない。森林管理プロジェクト事業者等が複数である場合は、当該事業者等は連帯してかかる義務を負担する。

3 気候変動対策認証センターによる補填請求後、40 営業日以内に義務が履行されなかった場合は、当該森林管理プロジェクト事業者等の氏名等を気候変動対策認証センターによって公表するとともに、当該森林管理プロジェクト事業者等に代わって同量のクレジット

(J-VER)を調達の上、無効化を行い、当該森林管理プロジェクト事業者等はこれに要した一切の費用を気候変動対策認証センターに補償しなければならない。

(関係するプロジェクトの登録抹消及び新規申請の禁止)

第5条 制度管理者は、違約事象が生じたプロジェクトに関与していた森林管理プロジェクト事業者等が関与するオフセット・クレジット (J-VER) のプロジェクト登録は、ただちに抹消することができる。この場合、制度管理者は、違約事象が生じたプロジェクトに関与していた森林管理プロジェクト事業者等が、事象発生以降に、新たにプロジェクト申請やクレジット発行申請を行うことを拒絶することができ、森林管理プロジェクト事業者等は予めこれに同意する。

(補填方法)

第6条 第4条における森林管理プロジェクト事業者等の補填は、第3条に掲げる違約事象を生じたプロジェクトから発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、森林管理プロジェクト事業者等が所有する当該クレジットを事務局が強制的に無効化することによって行うものとする。

2 前項による無効化量では、補填に必要なクレジット量が不足する場合、当該森林管理プロジェクト事業者等は、当該不足分を上回る量のクレジット量の制度管理者が適当と認める排出量クレジットを調達し、これを制度管理者に対して無償で譲渡する方法その他制度管理者が指定する方法で無効化しなければならない。